

感染対策の基本は、起こさない・拡げない・持ち込まない！

【外部環境】

<主な感染源>

- ・呼吸器感染症(空気・飛沫)
- ・経口感染症(便・吐物)
- ・創傷・皮膚感染症(接触感染)
- ・血液媒介感染症

【高齢者介護施設等】

設備・物品

起こさない

職員

- ・標準的な予防策
- ・手洗い、手袋
- ・排泄物の処理
- ・医療処置
- ・日常の観察
- ・職員の健康管理

医療処置
・看護

介護・
リハビリ

拡げない

- ・環境整備
- ・入浴・調理施設の衛生管理
- ・職員の衣服の取り扱い等

入所者

- ・健康管理(入所時・後)
- ・手洗い・うがい
- ・栄養改善、予防接種などによる抵抗力の向上

食事・入浴・
排泄

持ち込まない

出勤・帰宅

職員

- ・医師
- ・看護職員
- ・介護職員等
委託業者
- ・調理職員
- ・清掃職員等

検収・自主検
査結果の確認

食材納入業者

面会・介助

面会者
ボランティア
実習生

入居

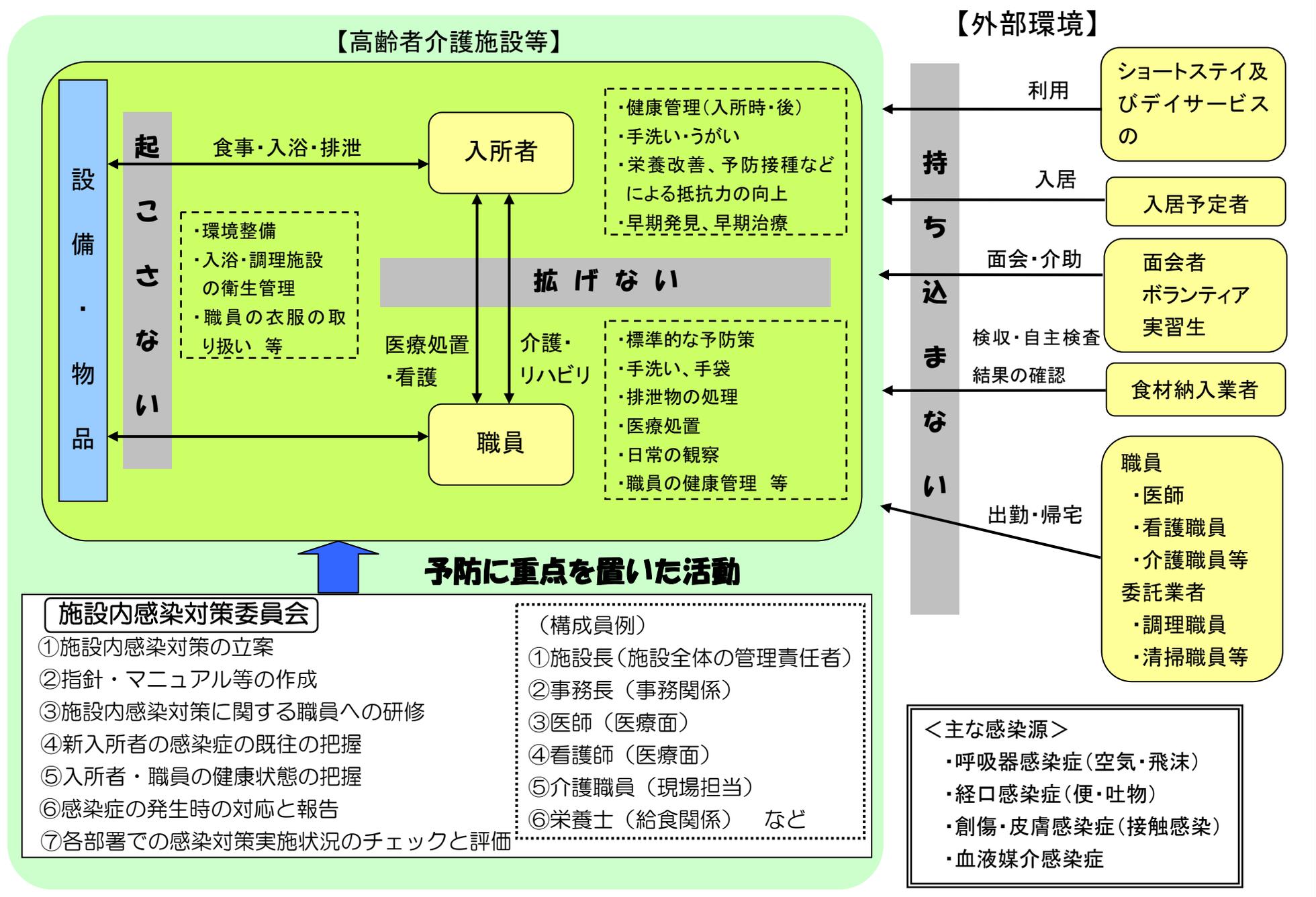
入居予定者

利用

ショートステイ及
びデイサービス
利用予定者

→ 感染経路

感染対策は、まず予防活動から



感染症が疑われる時は適切な報告を・・・感染対策は、職員が自ら考え、実践しましょう

★ 観察・連絡・報告

★ 処置・対応

感染症・食中毒の疑いのある入所者が目立つ

職員
感染対策担当職員
施設長

症状の確認

有症者の状況の把握・記録
○発熱、嘔吐、下痢、咳、皮膚の異常など
○2～3日前からの記録も確認

報告
指示

他の入所者で、症状のある者の発生状況の確認

施設全体における状況の把握・記録
○人数、症状（日時、階、ユニット、部屋ごとに）
○受診状況、診断、検査、治療内容
○通常の発生動向との比較
○職員の健康状態についても把握

報告
指示

施設全体における発生状況を把握

報告・指示

感染対策委員会

必要に応じたケア
二次感染（拡大）防止

- 手洗い
- 排泄物、嘔吐物の適切な処理
- 施設内の消毒・衛生管理等
- 必要に応じて、入浴施設、給食施設の使用中止

看護

- 症状に応じた看護
- 適切な消毒薬の選択

検体（血液、便、吐物等）の確保

診察・医療処置

<報告が必要な場合>

- ア 死亡者・重症患者が1週間に2名以上
- イ 感染症が疑われる者が10名又は入所者の半数以上
- ウ 通常の発生動向を上回り、必要な場合

<報告すべきこと>

人数・症状・対応状況等

入所者の家族

市町の所管部局

県の所管部局

保健所

協力病院等

連絡

状況確認
報告

情報交換

連携

報告

報告

指示

情報交換・連携

調査
指導

連携

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部長寿社会対策課

サービス企画・評価グループ

TEL 087-832-3269

087-832-3267

FAX087-806-0206

